富山県内の企業及び個人事業者等（一人親方等）の皆様へ

令和8年度
「個人事業者等に係る改正労働安全衛生法説明会」の開催のお知らせ

労働安全衛生法の改正（公布日（令和7年5月14日））により、労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置が定められました。

今後新たに業務上災害報告制度の創設（令和9年1月1日施行）や個人事業者等自身への義務付け（令和9年4月1日施行）などの法施行がなされることを踏まえ、富山労働局では、改正法に関して改めてご理解いただくため、下記のとおりオンライン説明会を開催します。

本説明会につきましては、オンライン説明会のほか、参加が困難な方々のためにオンデマンド配信も実施致しますので、ぜひご参加ください。

日程

1. オンライン説明会

※ Microsoft Teamsを利用したオンライン説明会です。
（1）日 時　令和8年12月2日（水） 14時～15時30分
（2）定 員　100名（先着順）
※通信の安定性等を考慮し、定員を設けております。



2. オンデマンド配信

※ 配信期間中、参加者の都合がつくときに何度でも視聴できます。
※ ZOOMで録画したものを期間限定で閲覧していただきます。
（1）配信日時　令和8年12月10日（木）～1月31日（日）
（2）定 員　なし



説明内容

（1）（仮題）個人事業者等の災害報告制度の新設について
（2）（仮題）個人事業者等自身が取り組むべき措置について



対象

富山県内の企業及び個人事業者等

申込方法

申込の詳細は富山労働局ＨＰをご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/26setumeikai.html



説明会に関するお問い合わせはこちらまで。
富山労働局 労働基準部 健康安全課（電話：076-432-2731）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

富山労働局